

## 仕様書

### 1 業務委託名

熊本競輪警備業務委託（長期継続契約）（単価契約）

### 2 目的

熊本競輪場内における秩序維持、不法行為の予防・防止、群衆による暴動等の阻止を行い、競輪事業の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日

### 4 履行場所

熊本競輪場（熊本市中心区水前寺5丁目23番1号）、選手宿舍（熊本市中心区水前寺4丁目33番42号）及び委託者の指定する場所

### 5 業務内容

業務内容は下記のとおりとし、業務実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するほか、警備業法その他関連する法令等を遵守すること。

各年度、場外発売日は約340日程度を予定し、うち本場開催日（前検日含まない）は60～70日程度の見込みである。ただし、天災その他やむを得ない事由による中止等の措置により開催日数は変動する。

また、各年度7月又は8月に熊本けいりん夏祭りを開催予定であり、その業務内容も下記に含むものである。

#### (1) 防犯業務

- ア 入場者の整理誘導及び不正入場者の防止
- イ 場内禁止事項の注意、指導及び制止
- ウ 暴力団関係者、入場禁止対象者等の入場拒否及び排除の補助活動
- エ ノミ（ニギリ）行為等、不正、不良行為の予防、発見及び排除の補助活動
- オ スリ、万引、置引等の不正行為の予防、発見及び排除の補助活動
- カ 騒ぎ屋それに同調するおそれのある者、扇動者等の確認及び警備本部への報告
- キ 騒乱時における緊急処置
- ク 飲酒等を要因とする迷惑行為者への警告、制止及び排除の補助活動
- ケ 場内各施設物件の破壊汚損の防止
- コ 車券発売時及び的中車券払戻時における発払機周辺の雑踏整理

- サ 拾得物、遺失物に対する処置
- シ 迷子の保護及び案内、20歳未満の者の車券購入防止
- ス 場内への危険物持ち込みの未然防止及び早期発見
- セ 出走中危険物投入防止監視
- ソ レース終了後の不法滞留者の整理及び排除
- タ 現金移送時における警戒活動及び現金運搬活動
- チ 選手管理棟における出入管理、車両の誘導
- ツ 場外駐車場の解錠、施錠
- テ 上記に掲げるほか委託者が指示する事項

#### (2) 防災・事故防止業務

- ア 不測の事態の発生時における観客の避難誘導
- イ 急病人等への初期対応
- ウ 事故発生時の混乱の防止
- エ 火災の予防と早期発見及び初期消火（灰皿、ストーブ、ゴミ箱等）
- オ 暴風雨時施設保全対応
- カ 競輪場内施設の一部電源スイッチ（照明・空調・電気設備等）の操作
- キ ガスストーブ、石油ストーブ、扇風機の管理
- ク 競輪場防災訓練及び騒擾訓練への参加
- ケ 上記に掲げるほか委託者が指示する事項

#### (3) 業務実施上必要な付随業務

- ア 障がい者に対する配慮（車椅子や視覚障がい者等への対応）
- イ 出走表の補充及び欠場等による出走表の書き換え対応
- ウ マークカード、筆記具などの補充、記載台上の整理整頓
- エ 場内ベンチ等の設置及び撤去並びにテントの開閉
- オ 緊急時場内外掲示物（欠場等）の貼付業務
- カ 場内テレビモニター異常時の連絡
- キ 入場者数のカウント及び報告
- ク 業務遂行上必要な保安資機材の設置及び撤去
- ケ 上記に掲げるほか委託者が指示する事項

#### (4) 施設管理業務

- ア 管理施設（競輪場敷地内の建物等及び選手宿舍等）のカギの管理
- イ 管理施設（競輪場敷地内の建物等及び選手宿舍等）のカギの解錠、施錠
- ウ 機械警備の作動

エ 空調の操作

オ 敷地内及び周辺、選手宿舍、駐車場の巡回

(ア) 定期巡回は、原則として以下のとおりとする

・ミッドナイト開催日

17:30、20:00、22:00、0:30、5:30の5回とする。

・それ以外の日

17:30、20:00、22:00、5:30の4回とする。

カ 敷地内の潜伏者、徘徊者及び不審者の確認、排除

キ 緊急時の事務所職員への連絡

ク 郵便物、宅配便対応

ケ 来所者対応

コ 機器異常時の応急処置、連絡

サ 浴場関係スイッチ等操作業務（宿舍）

シ 早朝前売りへの資金移送時の立会い

ス 上記に掲げるほか委託者が指示する事項

## 6 基本となる警備員数

(1) 日中警備員 11名から18名程度（GⅠ開催時は28名、GⅢ開催時は24名程度）

原則として、場外発売時において、平日は13名、土日祝日は13名とし、前検日にあっては1名、GⅠ・GⅢを除く本場デイ開催・モーニング開催時にあっては5名を増員する。

（別紙②「発売日程別勤務時間表」の水色部分）

(2) ミッドナイト警備員 5名

（別紙②「発売日程別勤務時間表」の緑色部分）

(3) 施設管理警備員 1名

（別紙②「発売日程別勤務時間表」のピンク色部分）

※別紙①「エリア配置図」及び別紙②「発売日程別勤務時間表」を十分理解のうえ、指定した警備員数を常時不足なく指定した場所へ配置すること。

※熊本けいりん夏祭り時の配置及び勤務時間については、別途委託者と協議すること。

## 7 勤務時間等

基本となる勤務時間

6(1)については5:00～22:00の間で9時間（うち1時間休憩）

6(2)については17:00～2:00（26:00）の9時間（うち1時間休憩）

6(3)については17:00～9:00の16時間（うち1時間休憩）

(1) 別紙②「発売日程別勤務時間表」中、黄色部分が、人員が増加、もしくは勤務時間超過の部分であり、その部分は増員派遣や時間外勤務手当として処理する。

- (2) 別紙②「発売日程別勤務時間表」に基づき、単価の提示を行うこと。  
なお、各年度の場外発売日は約 340 日の見込みである。(各年度上半期の日程については前年度 2 月下旬ごろ、下半期の日程については当年度 9 月初めごろに決定する。)
- (3) 勤務時間の繰り上げもしくは繰り下げを行う場合があり、その際は別途協議する。
- (4) 繁忙や閑散が予想される開催日については、別途協議し増員減員派遣を行うものとする。
- (5) 別紙①「エリア配置図」、別紙②「発売日程別勤務時間表」について、来場者数の増減や発売中止、順延等により変更する場合がある。

## 8 警備員の資格等

### (1) 隊長

競輪場の警備業務にあたっては、公営競技特有の不正事案に対する秩序維持、不特定多数による紛争事案等の阻止、雑踏整理、交通誘導といった様々な専門知識が必要であるため、隊長（責任者）については、職務を遂行できる年齢と経歴を備えた者で、かつ、下記ア～オのいずれかの有資格者を配置すること。

- ア 警備員指導教育責任者 1 号及び 2 号を取得した者
- イ 雑踏警備 1 級及び施設警備 2 級以上を取得した者
- ウ 雑踏警備 2 級以上及び施設警備 1 級を取得した者
- エ 警備員指導教育責任者 1 号及び雑踏警備 2 級以上を取得した者
- オ 警備員指導教育責任者 2 号及び施設警備 2 級以上を取得した者

### (2) 隊員

隊員については、健康状態が良好で、公営競技特有の警備業務に耐えられる 20 歳以上の者とし、かつ、下記の有資格者を常時配置すること。

- ア 本場開催日（ミッドナイトを除く）  
施設警備 2 級以上を取得した者 2 名及び雑踏警備 2 級以上を取得した者 1 名
- イ その他の日  
施設警備 2 級以上を取得した者 1 名及び雑踏警備 2 級以上を取得した者 1 名

- (3) 落札後、履行開始日までに上記(1)、(2)を証明できるものを提出すること。

## 9 警備員の服装、備品等

- (1) 受託者は、警備員に対し、都道府県公安委員会に届出た制服を着用させ、受託者が発行した身分証明書を携行させるものとする。
- (2) 警備員が使用する無線機や誘導灯等警備備品は、受託者において準備するものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対して警備員の氏名、生年月日、住所、採用年月日、資格等を記載した写真付名簿を提出し承認を受け業務に従事させるものとする。また、その後の変更についても、速やかに変更後の写真付名簿及び委託者が指示する書類を提出するものとする。
- (4) 預託された施設の鍵及び機械警備カードの取扱いは、次の事項を遵守する。

- ア 厳重に取扱い、保管する。
- イ 複製しない。
- ウ 委託期間終了時に返却する。

#### 10 場内取締委員との連携協調

- (1) 警備員は、場内取締委員及び公益財団法人 JKA との密接な連携協力体制を確立し、競輪場内外の秩序維持、不法行為の予防・防止に努めること。
- (2) 緊急事態発生時、警察、消防の出動があった場合は、誘導等処理を迅速に行うとともに協力して対処すること。

#### 11 報告

隊長は、事案発生の都度直ちに警備本部に報告すること。

#### 12 保険への加入

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償併せて1事故10億円以上の損害賠償能力を有すること。

#### 13 委託料の支払

- (1) 受託者は各月末に、当月の日毎の勤務実績について、勤務区分、勤務時間数、超過勤務時間数を表で取りまとめたうえで、完了届として委託者へ提出すること。
- (2) 1日あたりの業務委託料は、契約単価に警備員数を乗じた額に、時間外勤務手当（超過した勤務時間1時間につき、契約単価を8で除した額に100分の125を乗じて得た金額（それぞれの金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額））に残業時間数を乗じた額を加算した額とし、各月実績払いとする。
- (3) 荒天等により開催中止となる場合は、委託者が勤務開始時間の1時間前までに受託者に対し連絡するものとし、その場合の警備員の配置に係る経費については受託者が負担するものとする。なお、勤務開始1時間前を経過しての委託者からの中止連絡の場合における警備員の配置に係る経費については委託者が負担するものとし、金額については別途協議する。

#### 14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方協議の上、定めるものとする。
- (2) 警備員の勤務態度が著しく適格性を欠き又は、不正な行為があった場合、委託者は受託者に対して、その警備員の派遣を拒否できるものとし、これに代わる者との交代を命ずることとする。

とができる。

- (3) 受託者は熊本競輪場の実施する防災訓練等へ、受託者の負担において警備員を参加させなければならない。
- (4) 受託者は委託契約が満了する際には、業務引継書及びその他必要な関係書類を作成し、適正かつ円滑に業務を実施できるよう十分な配慮のもと後任への引継ぎを行うこと。